

# 平成30年第6回白鷹町議会定例会 第9日

## 追加変更議事日程

平成30年12月14日（金）午後3時開議

- 日程第 1 議第92号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 議第93号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 3 議第94号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議第95号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議第96号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議会活性化特別委員会中間報告について
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続調査について
- （議会運営委員会）

---

## ○出席議員（14名）

- |     |       |    |     |        |    |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 遠藤 幸一 | 議員 | 2番  | 渡部 善美  | 議員 |
| 3番  | 笹原 俊一 | 議員 | 4番  | 佐々木 誠司 | 議員 |
| 5番  | 小口 尚司 | 議員 | 6番  | 小形 輝雄  | 議員 |
| 7番  | 田中 孝  | 議員 | 8番  | 山田 仁   | 議員 |
| 9番  | 奥山 勝吉 | 議員 | 10番 | 石川 重二  | 議員 |
| 11番 | 佐藤 京一 | 議員 | 12番 | 菅原 隆男  | 議員 |
| 13番 | 関 千鶴子 | 議員 | 14番 | 今野 正明  | 議員 |

## ○欠席議員（なし）

---

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |      |       |
|------|-------|
| 町 長  | 佐藤 誠七 |
| 副町長  | 横澤 浩  |
| 教育長  | 沼澤 政幸 |
| 総務課長 | 松野 芳郎 |

税務出納課長	高	橋	浩	之
企画政策課長	菅	間	直	浩
企画主幹	永	野		徹
町民課長	中	村	裕	之
健康福祉課長	長	岡		聡
商工観光課長	齋	藤	重	雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大	木	健	一
建設水道課長	菅	原	良	教
病院事務局長	渡	部	町	子
教育次長	田	宮		修
監査委員	竹	田	謙	一

---

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	樋	口		浩
係長	橋	本	達	也
書記	菅	原	美	樹

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） ご参集、まことにご苦労さまです。

これより平成30年第6回白鷹町議会定例会9日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

---

○議第92号及び議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第1、議第92号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について並びに日程第2、議第93号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての2件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第92号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について及び議第93号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告に準拠した一般職の職員及び特別職の職員の給与改定を行うため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第92号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。一部改正要旨によりご説明を申し上げます。改正要旨をお開きをいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当等の改定を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明を申し上げます。

第1条、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第24条第1項、宿日直手当、改、宿日直手当の支給限度額について改定するもの。

第26条第2項第1号、勤勉手当、改、一般職の職員の平成30年度における勤勉手当の支給割合について、12月期を100分の5月引き上げ、100分の95月とするものでございます。

第26条第2項第2号、改、再任用職員の平成30年度における勤勉手当の支給割合について、12月期を100分の5月引き上げ、100分の47.5月とするものでございます。

別表第1、改、給料表を改定するもの。

第2条、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第25条第2項、期末手当、改、一般職の職員の平成31年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期、それぞれ100分の130月に改めるものでございます。

第25条第3項、改、再任用職員の平成31年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期、それぞれ100分の72.5月に改めるものでございます。

第26条第2項第1号、勤勉手当、改、一般職の職員の平成31年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期、それぞれ100分の92.5月に改めるものでございます。

第26条第2項第2号、改、再任用職員の平成31年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期、それぞれ100分の45月に改めるものでございます。

附則第1項施行期日等、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するもの。

第2項、第1条による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用するもの。

第3項、給与の内払、改正前の給与条例により既に支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払とみなすもの。

第4項、規則への委任、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるもの。

以上でございます。

議第93号についてご説明を申し上げます。

議第93号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一部改正要旨によりご説明を申し上げます。改正要旨をごらんいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、人事院勧告に準拠して行う一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明をいたします。

第1条、白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成30年度における期末手当の支給割合について、12月期を100分の5月引き上げ、100分の177.5月とするものでございます。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成30年度における期末手当の支給割合について、12月期を100分の5月引き上げ、100分の177.5月とするものでございます。

第2条、白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成31年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期、それぞれ100分の167.5月に改めるものでございます。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成31年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期、それぞれ100分の167.5月に改めるものでございます。

附則第1項、施行期日等、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するもの。

第2項、第1条による改正後の規定は、平成30年4月1日から適用するもの。

第3項、給与の内払、改正前の条例により既に支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第92号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第92号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

次に、議第93号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第93号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第94号から議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第3、議第94号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第5、議第96号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの各会計補正予算3件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第94号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について及び議第95号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について及び議第96号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上3議案についての提案理由を申し上げます。

このたびの3会計の補正予算につきましては、給与の改定に基づく人件費の追加調整に対応するとともに、一般会計につきましては小・中学校冷房設備整備の事業の実施に伴い、所要の措置を講ずるものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 初めに、議第94号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について説明を求めます。総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きをいただきたいと思います。

議第94号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億477万6,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,473万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

次ページをお願い申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、及び計を申し上げます。

歳入から申し上げます。

13款国庫支出金、5,603万4,000円、6億5,288万7,000円。

18款繰越金、1,924万2,000円、5億2,895万4,000円。

20款町債、3億2,950万円、18億5,900万円。歳入合計4億477万6,000円、92億8,473万9,000円。

続いて、歳出を申し上げます。

1款議会費、28万9,000円、9,717万8,000円。

2款総務費、190万1,000円、18億9,652万5,000円。

3款民生費、64万6,000円、23億9,589万9,000円。

4款衛生費、28万3,000円、5億8,557万6,000円。

6款農林水産業費、50万7,000円、7億3,952万6,000円。

7款商工費、25万4,000円、3億6,755万6,000円。

8款土木費、34万7,000円、7億4,924万9,000円。

10款教育費、4億52万2,000円、10億7,091万7,000円。

11款災害復旧費、2万7,000円、5,266万9,000円。

歳出合計4億477万6,000円、92億8,473万9,000円。

第2表 地方債補正。

最初に追加について申し上げます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業。限度額、1億1,040万円。起債の方法及び利率につきましては、借入先との協定による。償還の方法につきましては、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借りかえることができる。

続いて、変更でございます。

過疎対策事業について限度額の追加を行うものでございまして、2億1,910万円を増額し、9億4,840万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

なお、小・中学校冷房設備整備事業の対応といたしまして、歳入におきましては国庫

補助金と町債等を予定しております。歳出につきましては、10款教育費において13節及び15節にそれぞれ所要額を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第95号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明をいたします。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議第95号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,205万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんをいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明を申し上げます。

5款繰越金、8万9,000円、841万7,000円。

歳入合計8万9,000円、6億2,205万8,000円。

次ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款公共下水道費、8万9,000円、3億6,520万6,000円。

歳出合計8万9,000円、6億2,205万8,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第96号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を求めます。健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

議第96号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,006万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

7 款繰入金、12万4,000円、2億6,274万5,000円。

歳入合計12万4,000円、17億3,006万2,000円。

3 ページをお開き願います。

歳出。

1 款総務費、9万3,000円、4,813万3,000円。

3 款地域支援事業費、3万1,000円、7,405万4,000円。

歳出合計12万4,000円、17億3,006万2,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第94号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第94号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第95号 平成30年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第95号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第96号 平成30年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第96号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議会活性化特別委員会中間報告について

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第6、議会活性化特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会活性化特別委員会から会議規則第46条第2項の規定により、調査の中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決しました。

それでは、議会活性化特別委員会中間報告を求めます。議会活性化特別委員長、小形輝雄君。

〔議会活性化特別委員長 小形輝雄 登壇〕

○議会活性化特別委員長（小形輝雄君） 議会活性化特別委員会中間報告を行います。

平成27年第3回白鷹町議会臨時会において議会活性化特別委員会が設置され、議会活性化のための調査研究を行ってきました。平成29年3月の第2回白鷹町議会定例会で1回目の中間報告を行ったが、改選を見据え、他項目についても一定の方向性が決定されたので、その結果について、下記により白鷹町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。

2ページをお開きください。

調査の結果。

議員定数については現行の14名から2削減の12名と決定し、平成29年6月の第5回白鷹町議会定例会において議員定数条例の改正を行ったところであります。

その他、現在までの検討状況については以下のとおりであります。

（1）議員報酬等について。

議員は、任期ごとに選挙を経なければならず、不安定さがある。各年代層、各職業の方に立候補してもらうため、待遇面からも報酬を引き上げ、議員のなり手を確保すべきである。

また、政務活動費については、本町では適切な使用と報告をしているが、全国的な不

正使用等の影響もあり誤解されている部分もある。県内町村議会でも導入しているところが少なくなっており、廃止する。

(2) 議会基本条例について。

既に制定している議会の基本条例を見ても、本町議会では実施している項目が多く、改めて成文化しなくても大きな支障はないため、当面は制定しない。基本条例にこだわらず実施できるものは実施していく。

(3) 定数減に伴う議会運営等について。

議員定数が減ることによる影響等や効率性から下記のとおり見直しを行う。

①常任委員会は、現行どおり2つとし、名称・人数・所管については下記のとおりとする。

常任委員会名、総務厚生常任委員会、定数6人。これは、所管変更で教育委員会が総務厚生常任委員会に入ります。それから、産業建設常任委員会、6人。これは、名称変更であります。

②議会運営委員会の委員の定数は、5人とする。

③会議時間は、午前9時半から午後5時までとする。

④会議規則の議案の提出や動議成立に必要な賛成者の数に関する事項は、地方自治法により12分の1と定められており、1人でも可能と捉えられるが、現行どおりとする。ただし、修正の動議に関する事項は法の定めにより1名以上となる。

⑤議会広報特別委員会については、今後も特別委員会とし、定数は6人とする。

⑥議員の資質向上に向けて、外部・内部の研修機会の確保を図る。

⑦通年議会（通年の会期制）は、災害等の緊急な案件に迅速に対応でき、専決処分を抑制し、委員会の所管事務調査を充実させるなどの効果がある。県内で導入しているところはなく、他議会の状況を踏まえ、継続して検討する。

⑧住民等との意見交換会は、さまざまな方の意見を聞くため実施する。具体的な方法等については継続して検討する。

⑨タブレットの導入等については、近隣でも導入している議会もあることから参考にし、継続して検討する。

⑩その他事項については、今後も検討を進め、できるものから実施していく。

このような取りまとめ状況であり、当局との調整を図った上で実施に向けて取り組むものとする。

以上、中間報告といたします。以上です。

○議長（遠藤幸一） これで、議会活性化特別委員会中間報告を終わります。

---

#### ○委員会の閉会中の継続調査について

○議長（遠藤幸一） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（遠藤幸一） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第6回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時31分〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 遠 藤 幸 一

署名議員 小 口 尚 司

署名議員 小 形 輝 雄